

ID: 78

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	登録団体の承認の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例施行規則 第18条第1項		
例 規 番 号	平成23年規則第29号		
【根拠条文】 (登録団体の承認の取消し) 第18条 市長は、登録団体が条例別表第3備考1及び第14条に該当しなくなったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録団体の承認を取り消すことができる。 (1) センターを不正に利用したとき。 (2) 利用を承認された有料施設を無断で利用しなかったとき。 (3) センターの管理上著しく支障があるとき。 2 市長は、前項の規定により登録団体の承認を取り消すときは、当該登録団体の承認を取り消す団体に対し、登録団体の取消し通知書により通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日